

公的個人認証証明書の利用拡大について

2009年6月2日
セコムトラストシステムズ(株)

1、署名用証明書(基本4情報あり)

- ◆ 原則として、検証者を広く民間に開放し、利用を促進すべき
- ◆ 電子世界の“身分証明書”として、民でも官でも利用可能な社会基盤として整備（民が行うより、官側での整備が合理的）
- ◆ 電子で身分確認が可能となることにより、様々な分野での利用拡大が期待できる、また、既存サービスでのセキュリティ向上が期待できる。
→サービス利用申し込み(保険、金融、携帯電話など)、オークションアカウント開設、電子契約、等々
- ◆ 民間認証局に対しては、認定認証業務以外にも検証機能を開放いただきたい。
→民間の役割分担として属性付きの証明書や仮名証明書の発行を担当。
(電子的な社員証や、会員証、など属性付き証明書の発行は、民での実施が合理的)
- ◆ 利用拡大に伴うリスク対策:本人の意図しない文書への署名(署名のハッキング?)の防止策の検討
- ◆ 不正な署名/署名検証システムを排除する、何らかのソフトウェア認証制度の整備を検討すべき。
- ◆ 今後の検討として、証明書検証時に基本4情報すべて無条件に参照可能とするのではなく、証明書所有者の意志により、開示する範囲が選択可能(例えば、氏名のみ、氏名+住所のみを開示するなど)であれば、一層の利用拡大が見込めると考えます。

2、認証用証明書(基本4情報あり)

- ◆ 利用シーンが想定しにくい。
- ◆ 今後の検討として、証明書所有者の意志により、4情報を開示する範囲が選択可能であれば利用シーンは多いと考えます。(下記3と同様)

3、認証用証明書(例えば氏名のみ記載、他の3情報は記載なし)

- ◆ 署名用証明書は、私有鍵の危殆化リスクを減らす観点から、認証に用いるべきではない。
- ◆ 署名書証明書との紐付けが取れる事を前提とし、証明書プロファイルには氏名、及び何らかのユニークなID番号を記載。他の3情報は載せない、とすると利用用途は拡大できるのではないか。
- ◆ 民間での検証者は、公共性が高いサービスに限定すべき(例えば、保健・医療・福祉分野、土業など)
- ◆ 認証用証明書は、所属属性などを記載し“会員証”的に反復継続して利用される機会が多く、この部分は民での実施が合理的。
- ◆ 例外的に、保健・医療・福祉分野、各土業サービスなど公共性が高いサービスでは、官側が整備する認証用証明書の利用が考えられる
- ◆ 認証用証明書の検証者の範囲については、民間との役割分担を考慮しながら慎重に検討する必要がある

4、署名メール用の証明書について

- ◆ 認証用証明書は、技術的には電子署名付きeメール(署名メール)に利用することが可能だが、前提として、証明書所有者の電子メールアドレス 証明事項に含まれることになり、証明書へ記載される。
- ◆ 官側の証明事項は、原則として住民基本台帳に記載された情報の範囲であるべきではないか？
- ◆ 署名メールに使用する場合、実用的な利便性をから検証者の範囲はむしろ制限しないで広く開放することが求められ、民間の証明書サービスとの棲み分けが難しくなるのではないか？
- ◆ 署名メールに用いる証明書は、むしろ公的個人証明書を用いて、民間から発行するスキームを整備するという考え方もあるのではないか。

5、検証サービスについて

- ◆ 原則無料であることが望ましい。
- ◆ サービス事業者等で大規模に検証機能を利用する場合、有料も考えられるが、現在よりもかなり低価格での提供でないと普及が難しいのではないか。